

養子縁組による相続対策 ～養子縁組とその他の税効果等～ その8

10月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、養子縁組とその他の税効果等について解説します。養子縁組による相続税の軽減効果以外の税効果については、以下のようなものが考えられます。

1. 登録免許税の適用税率

不動産の所有権移転登記を行う場合の登録免許税の税率は、遺贈（例えば、孫が遺言により不動産を取得する場合など。ただし相続人に対する遺贈を除きます。）を原因とする場合が1000分の20であるのに対し、相続（例えば、孫が養子となって不動産を相続によって取得する場合）を原因とする場合には1000分の4に軽減されます。

2. 不動産取得税

遺贈（相続人に対する遺贈を除きます。）による不動産の取得は不動産取得税が課税されますが、相続による不動産の取得には、不動産取得税が課税されません。

① 不動産取得税の課税標準・・・平成20年4月1日から令和6年3月31日までの間に宅地評価土地の取得があった場合は、通常の評価額の1/2が課税標準になります。

② 不動産取得税の税率

区分	本則税率	特例税率	備考
土地	4%	3%	特例税率は、令和6年3月31日までの間に取得した不動産が対象になります。
家屋	4%（非住宅）	3%（住宅）	

3. 養子縁組と相続時精算課税

相続時精算課税は、平成27年以後においては、贈与をした年の1月1日において60歳以上の者から、18歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が受けた贈与について適用することができます。

子の配偶者などと養子縁組すれば、その者は直系卑属である推定相続人に該当し、相続時精算課税によって贈与を受けることができます。

4. 住宅取得等資金の非課税贈与と養子縁組

直系尊属（父母や祖父母など）から自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭を取得した場合において、贈与年の翌年3月15日までに住宅用家屋の新築等をし、居住の用に供していること、その他一定の要件を満たすときは、その住宅取得等資金のうち一定の金額について贈与税が非課税とされます。

また、令和5年12月31日までに、父母または祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

この非課税贈与は、直系尊属からの贈与に限定していますので、義父母などからの贈与については、非課税贈与とはなりません。そのため、子の配偶者などが、義父母と養子縁組を行えば、養父母は直系尊属に該当することとなり、この非課税規定の適用を受けることができます。

5. 教育資金の一括非課税贈与と養子縁組（平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間）

受贈者（30歳未満の者に限る。）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税とされます。

この非課税贈与は、直系尊属から30歳未満の子や孫への贈与に限定されているため、義父母などからの贈与は該当しません。そこで、子の配偶者（30歳未満）などが、義父母と養子縁組を行うことで、直系尊属からの非課税贈与とすることができます。

6. 結婚・子育て資金の贈与（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間）

18歳以上50歳未満の方が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から贈与により取得した金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

この非課税贈与は、直系尊属から18歳以上50歳未満の方への贈与に限定されているため、義父母などからの贈与は該当しません。そこで、義父母と養子縁組を行うことで、直系尊属からの非課税贈与とすることができます。

（文責： 山本和義）